

◎食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(平成二〇年六月六日法律第五五号)

一、提案理由(平成二〇年五月八日・衆議院農林水産委員会)

○若林国務大臣 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

本法は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する社会的要請を踏まえ、国際的にも推奨されている管理手法である HACCP 手法の導入を促進することにより、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、平成十年に、その適用期限を限った臨時措置法として制定されたものであります。

本法のもとで、HACCP 手法の導入に必要な施設の整備についての金融上の支援措置を講ずること等により、食品の製造または加工を行う事業者においても、この手法に基づく高度な製造過程の管理の考え方が着実に広まってきております。しか

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

しながら、大手企業に比べ、中小規模の企業における HACCP 手法の導入率が低位にとどまるとともに、昨年以来の食品に関する事件の相次ぐ発生を背景として、食品についての安全性、信頼性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請は、一層の高まりを見せております。

このため、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進することとし、本法の適用期限を五年間延長するとともに、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う規定の整備等を行うこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○宮腰光寛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二〇年五月二〇日)

○宮腰光寛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における国民の食の安全、安心に対する関心の高まり等を踏まえ、食品の安全性の確保と品質管理の高度化に資する HACCP 手法の導入を引き続き促進するため、法の適

用期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、去る五月八日若林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

進策、食品製造事業者に対する義務化の在り方、費用負担の少ない導入手法を普及する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(平成二〇年五月二八日)

○郡司彰君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、昨年以來の食品に関する事件の相次ぐ発生を背景として、食品についての安全性、信頼性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層の高まりを見せていることから、いわゆるHACCP手法の導入を促進することにより、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、本法の適用期限を五年間延長するとともに、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う規定の整備等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、HACCP手法について、消費者の認知度を高める必要性、食品産業における中小企業での導入促